

学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

モスクワ日本人学校

はじめに

日本では、いじめに起因する痛ましい事件・事故を受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。しかし、情報技術等の急激な進展により、新たないじめ問題が次々に報道されるなどしており、いじめはますます複雑化・潜在化してきている状況にある。

こうした状況を受け、子どもに関わる全ての人間（教職員、学校運営委員、保護者、子どもたち自身）が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

法の施行等を受け、この問題に能動的・計画的に取り組む姿勢を明確にし、子ども達の安心・安全な生活環境をつくっていくために、本校におけるいじめ防止等の対策に係る基本方針を、「モスクワ日本人学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

～ 目 次 ～

I 基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 本校の実態と課題
- 3 いじめ防止に係る基本的な考え方

II 取組事項

- 1 組織づくり
- 2 未然防止のための取組
- 3 早期発見及び早期対応のための取組
- 4 いじめに対する措置
- 5 ネットいじめへの対応

III 重大事態への対応

IV その他の留意事項

I 基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 本校の実態及び課題

(1) 実 態

ア ロシアのモスクワに位置する本校は、フィンランド校、イタリア校と同じ校舎であり、小学部・中学部で成り立つ小規模校である。家庭的な雰囲気の中で学習がなされている。さらに保護者の教育力は高く、学校への期待は大変高いことがうかがわれる。

イ 児童生徒は明るく素直で、学習意欲に富む。

ウ 小中合同行事等を通して、お互いを尊重し、協力してよりよい校風を築こうとする態度が育っている。

エ 自分の考えや意見を上級学年になると堂々と述べることができる。

オ 下級生・上級生と一緒に昼休み遊ぶ姿が見られるなど、小・中学生の仲はよい。

カ 小学部6年生のリーダーシップを育成する必要がある。中学生は小規模を生かしたリーダーシップを取ることはできている。

(2) 課 題

ア 児童生徒の判断力や表現力をどう育てていくか。

イ いじめ防止に対する意識をどのように授業に位置付けていくか。

ウ 学校の取組を家庭にどう広げていくか。

3 いじめ防止に係る基本的な考え方

- 「いじめは人として絶対に許されない。」という基本姿勢を共通認識します。
- いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導観が問われる重要な問題であることを認識します。
- いじめを生む要因は身近にあるという考え方に立ち、いじめを絶対に出さない環境を、学校が中核となって、保護者と一帯となつてつくっていきます。
- いじめによって最悪の場合、生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ、いじめを受けている子どもの人権と命をしっかりと守ります。
- いじめは、どの子どもも被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に重点的に取り組みます。
- いじめに関する誤った考え方を一掃していきます。
 - ・ いじめられる側にも問題がある。
 - ・ いじめをなくすのは無理だ。
 - ・ いじめたりいじめられたりすることで、子どもは強くなり成長していく。

(1) 未然防止のための取組

いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要です。そこで、本校では生徒指導の三機能（子どもに自己決定の場を与えること、子どもに自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること）を生かした授業づくりや学級づくりを通して、自己有用観や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていきます。

(2) 早期発見及び早期対応のための取組

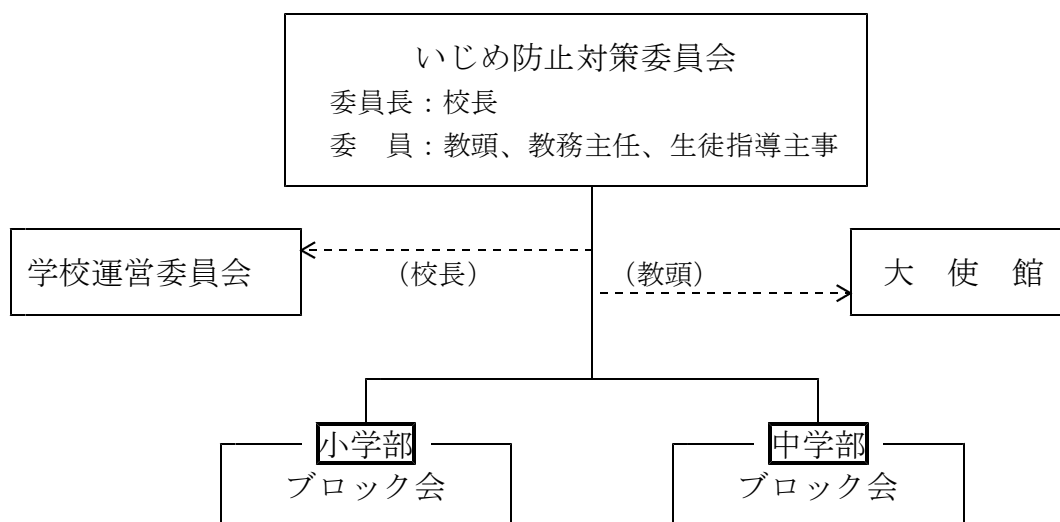
いじめの兆候は、子どものちょっとした言動や表情、持ち物等に現れてくるものです。これらのサインを見逃すことなく、初期の段階での発見及び対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時には、問題の大小を安易に判断することなく組織的・継続的に対応していきます。また、被害児童生徒の心のケアに努めます。

II 取組事項

1 組織づくり



(1) 学校においては

ア 年度当初に第1回いじめ防止対策委員会を開催し、昨年度の実態及び今年度の取組の確認する。また、年度末に第2回いじめ防止対策委員会を開催し、次年度の基本方針を策定する。

イ 毎月1回、職員会において、全職員で児童生徒理解を図る。気になる児童生徒については、時期を逃さず教育的相談活動を行い、継続的に話題にし、全職員で問題解決に取り組む。

ウ いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、生徒指導部において「元気調べ」による学年・学部の実態を知る取組を行う。

(2) 保護者に対しては

ア 必要に応じて、保護者を対象とした教育相談を実施する。

イ 必要に応じて、常設の学校運営委員会に報告し、対応策を協議する。

ウ 全体への啓発が必要な場合は、全校懇談会を臨時に実施する。

(3)外部機関に対しては

- ア 必要に応じて、大使館に報告し、対応策を協議する。
- イ 文部科学省とは常時問題を報告できる体制を堅持し、情報収集に努める。

2 未然防止のための取組

(1) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

- ア 一人一人に分かる・できる喜びを味わわせる。
- イ 学習訓練を徹底し、規範意識を高める。
- ウ 自己決定の場を設定する。
- エ 意見交流の場を設定し互いの考えを認め合うことで、共感的人間関係の育成を図る。

(2) 生徒指導の機能を生かした学級づくり

- ア 自己目標を時期に合わせて決めさせ、達成するために日々努力させることで、耐性や頑張ることの大切さを体感させる。
- イ 学級目標（ルール）を自分たちで決めさせるなど、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高めていく。

(3) 望ましい人間関係を醸成する児童生徒主体の活動の推進

- ア 児童会活動・生徒会活動の充実（仲良しランチ、モスリンピック）
- イ 縦割り活動での学校行事の計画

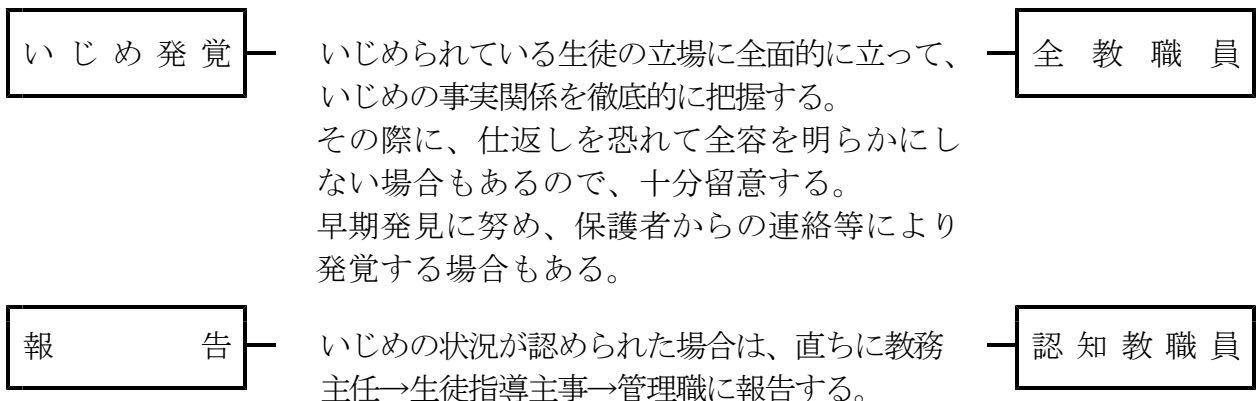
(4) 家庭や地域との連携

- ア P T A総会や学校運営委員会での方針説明
- イ 人権教育等をテーマとした授業の実施
- ウ 学校通信、学年通信を活用した取組の報告
- エ 学校評価の活用

3 早期発見及び早期対応のための取組

「元気調べ」に関する問いでのグラフを作成し、クラス状況の見える化を行う。
また、子ども自身の悩みや不安、友だちの様子に関する記述式の項目も設けることで、クラスの様子を知ることができるようにする。中学部では「学校楽しいーと」を活用し、データ化した情報を全体で共有する。また、結果をもとに教育相談を行う。

4 いじめに対する措置



| | | |
|---------------------|---|------------------------------------|
| 実 態 調 査 | いじめに関係していた加害者・被害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。 その際、特に被害者の心情には気を配り、すべてを汲み取り理解していくよう最大の努力をする。 | 担 任 生徒指導主事等 |
| いじめ防止対策委員会 | 調査の報告を受け、いじめの実態の分析・原因・今後の指導のあり方・全教職員協力した指導体制・保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。 | 担 任 生徒指導部 |
| 職 員 会 議 | いじめの実態を報告し、今後の指導のあり方・全教職員協力した指導体制について共通理解をする。 | 生 徒 指 導 主 事 |
| 関係児童生徒、保護者への説明、協力要請 | いじめに関与した児童生徒とその保護者を一堂に集め、いじめの事実についてすべてを保護者にも説明する。 いじめた児童生徒から、いじめられた児童生徒に対して、一人一人きちんと謝罪・反省させる。また、保護者同士においても同様に行う。 その際、いじめた児童生徒の報復行為を起こさないよう指導する。 金品や物品などの強要があった場合は、保護者の責任で弁済する。 | 校 長 教 担 任 教 務 生 徒 指 導 主 事 |
| 関係機関への報告・連絡 | 学校⇒運営委員会、大使館、文部科学省等 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。 | 校 長 |

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載する等を言い、犯罪行為である。

(2) 予防の取組

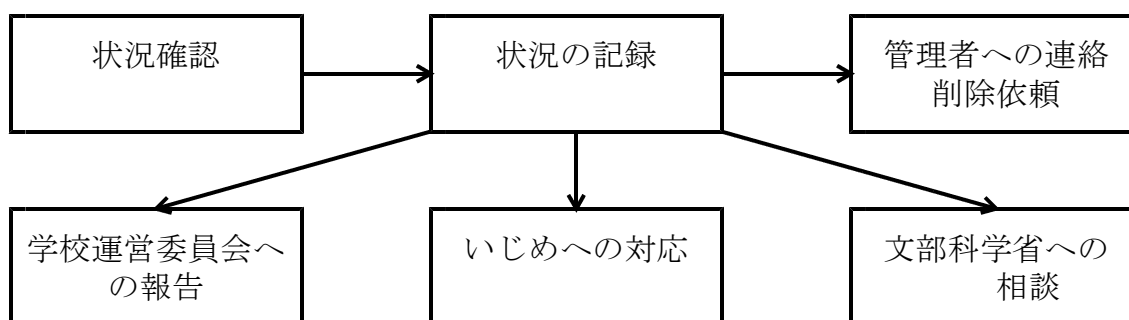
ア 各学年の発達段階に合わせて情報モラル教育を行う。

イ 情報機器（携帯電話やパソコン）の使用方法やフィルタリングの仕方等について学ぶ機会を設ける。

(3) ネットいじめへの対処

ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。

イ 不適当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応する。



III 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障がいを負った場合
 - 高額の金品を奪い取られた場合 等
- (2) 児童生徒が相当の期間、欠席を余儀なくされている場合

2 対応

- (1) 重大事態として認識した場合は、校長が直ちに文部科学省に報告する。
- (2) 文部科学省が設置する組織に全面的に協力する。求めに応じ、資料等を提出する。